

## 滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

国の平成 24 年度補正予算において緊急雇用創出事業に起業支援型地域雇用創造事業が創設されたことに伴い、基金の設置期限を平成 26 年 12 月 31 日から 3 か月延長するとともに、住まい対策拡充等支援事業が平成 26 年 12 月 31 日で終了するため、設置目的について所要の改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 基金の設置目的を限定することとします。(第 1 条関係)

(2) 条例の有効期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとします。(付則関係)

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)は、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第24号） 新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 厳しい雇用失業情勢に対処し、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用および就業の機会の創出を図る事業を実施するとともに、<u>これらの者の生活を支援するため、滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>第2条以下 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年12月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 厳しい雇用失業情勢に対処し、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用および就業の機会の創出を図る事業を実施するため、<u>滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>第2条以下 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成24年滋賀県条例第79号） 新旧対照表

旧	新
<p>滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第1条中「創出を図る事業を実施するとともに」を「確保に資するよう」に改める。</u></p> <p>付則第2項中「平成26年3月31日」を「平成26年12月31日」に改める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。<u>ただし、第1条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。</p> <p>削除</p> <p>付則第2項中「平成26年3月31日」を「平成26年12月31日」に改める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

# 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正

## 【改正の内容】

国の制度改正に伴い、一時的な雇用・就業機会の創出を図る事業(緊急雇用創出特別推進事業)に、新たに起業支援型地域雇用創出事業が創設されたことから、基金の設置期限を平成26年度まで延長する。

